

相楽東部広域連合修学旅行費に関する規則

平成30年1月22日

教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽東部広域連合の教育に関する大綱の基本方針に掲げる「人づくり・地域づくり・未来づくり」を進めるため、相楽東部広域連合立学校設置条例（平成21年条例第9号）に規定する小学校及び中学校において実施する修学旅行に係る修学旅行費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(修学旅行費の負担)

第3条 修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者は、当該児童又は生徒に係る修学旅行費の負担を要しない。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。